

江 戸

一八五四年七月—一八五九年六月

東京市史稿産業篇

第五十九解説の手引き

目次

平成三十年三月

藤吉郎、江戸に現る …… 1

東京都公文書館

今様大江戸瓦版 …… 6

藤吉郎、江戸に現る

三名主の受難　かつて惣名主上席として江戸の名主のトップに立っていた熊井理左衛門は、小伝馬町の牢屋へ投獄されていた。投獄の二ヶ月前、安政四（一八五

七）年十二月二十八日には名主を辞めさせられ自宅に軟禁されていたが、年が明けて安政五（一八五八）年の二月二十八日になって牢屋へ収監された（本巻八一頁）。

表向きは、牢内で発病したため出獄が許されたものすぐりに死亡したとされているが、実際は、牢内にいるうちにすでに息がなかつたのかもしれない。小伝馬町の牢内の劣悪な環境は有名である。

三名主にかけられた容疑は、江戸の砂糖商人からの収賄であった（本巻八一二頁）。しかし、三名主が投獄された本当の理由は、単純な収賄事件の取調ではなかった。その証拠は、三名主が名主を辞めさせられたのと同じ日に江戸の名主組織全体に対して行われた処分である。天保改革以来、十数年間、江戸町方行政の現場において中心的な役割を果たし続けてきた名主諸掛、すなわち、世話掛・市中取締掛・諸色掛・酒入津

理左衛門と共に惣名主上席の地位にあった石塚三九郎・鈴木市郎右衛門の二人も、理左衛門と同時に名主を辞めさせられ投獄されたが、早々に病死している。

掛・絵草紙掛兼書物掛・人別掛が一挙に廃止されたのである（本巻七六〇頁）。

こうした動きは、江戸町方行政におけるイニシアチブをめぐっての争いだったのではないだろうか。つまり、江戸町方行政の中核にあった名主諸掛の存在を邪魔なものだと考えた何者かが、名主たちのトップにいた三名主共々、名主諸掛を排斥した。そう考えるべきではないか。ちなみに、三名主が砂糖商人から賄賂を受けた後に便宜を図った事実はその後の取調においても確認されなかった。冤罪の可能性があるだろう。

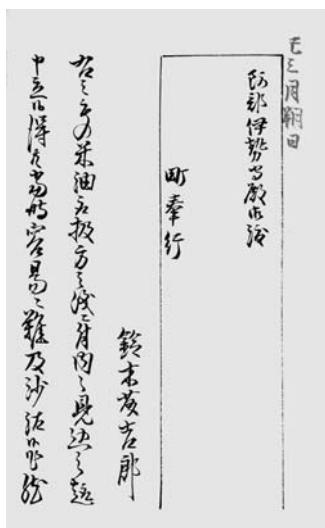
三名主に収賄の容疑をかけて投獄し、同時に名主諸掛を廃止したのは、江戸の町奉行所である。その町奉行所においては、当時、前代未聞の人事が行われ、異色の人物が奉行所内の重要な地位についていた。

与力上席鈴木藤吉郎

三名主投獄の前年、安政四（一

八五七）年三月一日、町奉行所で異例の抜擢人事があった。引用史料は、その前日付の老中阿部正弘から町奉行への申渡の本文である（本巻六三八頁より）。

鈴木藤吉郎



老中申渡
『七十冊物類集』支配向五十二

右之もの、米油取扱方之儀ニ付き、内々見込之趣申立候えども、當時容易ニ沙汰に及びがたく候。しかしながら奇特之筋ニも相間こそ、抜群御用立ち候もの之趣に付き、町奉行所御用聞、その方ども手に付け相勤めるべく候。これにより新規三十人扶持下され候。常々共役所え罷り出で候節、席之儀ハ与力上ニ差し置かれるべく候。

右之通り申し渡されるべく候。

この老中の申渡を受け、翌日、町奉行は鈴木藤吉郎

に対して、町奉行所御用聞という職務を行ふように命じたのである。また、奉行所内での席次は「与力上」とした。他史料では「与力之上」・「与力中之上」「与力上席」などと称されている。「与力上席」・「与力中之上」（与力の中の上席という意味であろう）という表現から、鈴木藤吉郎は「町奉行所御用聞」なる職務を行いつつ、その身分・待遇は最上位の与力とされたものと考えられる。

この人事は以下の三つの点で異例であった。一つめは、老中阿部正弘が決定した人事であったこと。二つめは、鈴木藤吉郎の奉行所内での席次が「与力上席」であるとされたこと。三つめは、鈴木藤吉郎の経歴である。

まず一つめの点について。引用史料から分かる通り、鈴木藤吉郎に対する登用の申渡内容は、老中阿部正弘が決定し、町奉行はそれをそのまま鈴木藤吉郎へ伝えたのである。町奉行所内の役人の人事にこうして老中

が深く介入することは異例であろう。

次に二つめの点について。江戸の町奉行所の与力はそのほとんどが実質的に世襲である。例えば東條・仁杉・佐久間・谷村・都築などの家々で代々与力職は相続されている。これらの与力は、町奉行が交代してもそのまま与力職を続けた。町奉行所の業務に長けた彼らが町奉行所の運営の主体となつた。これとは別に内与力というものがある。内与力には、それぞれの奉行為譜代の家臣やその他有能な人材を選んで充てた。南北の町奉行所にはそれぞれ二十五名の与力がいたが、そのうちの二名分が内与力登用の枠であった。この内与力は自分を抱えた奉行が退任すると同時に職を離れた。各奉行の側近的な存在であったといえる。鈴木藤吉郎は、後で紹介するように、与力を世襲する家系ではなく浪人だった時期もあった。したがって内与力に似ているともいえるが、奉行自身が登用したわけではないので、内与力とも異なる。世襲の与力たちが上層の役人を務めてきた町奉行所において、浪人上がりの

藤吉郎が与力上席という地位に就くことは、かなり異例の人材登用といつていい。

そして三つめ。もっとも異例といえるのが藤吉郎の経歴である。そもそも、藤吉郎という名前が異彩を放っている。

「當時之秀吉なり」『藤岡屋日記』に記載された「鈴木藤吉郎由緒之事」に「(藤吉郎は)古今之秀才ニテ金談ハ申すに及ばず、諸事万端行き届き候者故、當時之秀吉なりとて藤吉郎と水戸殿より御名下され候よし」とある。この「水戸殿」とは徳川斉昭のことである。

藤吉郎はもともと「内藤政之進」と名乗っていたが、その優秀さを認めた徳川斉昭が「當時(=今)」の世の豊臣秀吉だとして藤吉郎という名を与えたという(本巻二二五頁)。はたしてこれが事実かどうかは不明である。しかし、藤吉郎は、そのれんみに満ちた名前にふさわしく幕末の江戸で立身出世を遂げていったのである。

藤吉郎の出身地や元の身分などについてはまったく

分かっていない。右の「鈴木藤吉郎由緒之事」によるところ、内藤政之進と名乗り、浪人として浜町で剣術の道場を営んでいた後、「天保之頃」に「一ツ橋殿」の家来になつたという。鈴木藤吉郎に関心をもつて取材を行い大正六(一九一七)年に「鈴木藤吉郎」という小品を発表した森鷗外は、天保五(一八三四)年前後に一橋家家臣の鈴木家の株を買って養子入りした、とう説を唱えている。「鈴木藤吉郎由緒之事」は、その後、一橋家から「御暇」を取り浪人となつたとしている。町奉行所書類の中に、天保十四(一八四三)年九月、浅草花川戸町に浪人として居住する鈴木藤吉郎について触れた短い文書がある。その後、水戸徳川家の家来として召し抱えられたわけだが、召し抱え以前から鈴木藤吉郎と名乗っていたことは右の文書で確かめられる。もしかすると、徳川斉昭が藤吉郎という名前を与えたという話は事実ではないのかもしれない。そして安政三(一八五六)年五月七日、この時も老中阿部正弘の命令で町奉行は鈴木藤吉郎に対して「町奉行

直支配」とすることを申渡している（本書六二七〇六二八頁）。その際に「水戸殿方暇ニ相成候」とされているので、天保十四（一八四三）年九月以降のどこかの時点から安政三（一八五六）年五月までの間は、おそらく水戸徳川家の家来であったと考えられる。その後「町奉行直支配」となった時の職務は不明である。そして、安政四（一八五七）年三月二日には、先に紹介した通り、町奉行所の与力上席となつたのである。

〔大山師〕 その鈴木藤吉郎は「米油諸色潤沢方取調之御用」（本巻六三九頁）という職務に就く。先に引用した老中阿部の申渡にあつた「米油取扱方」に関する藤吉郎の献策がどのような内容であつたのかは不明

だが、『藤岡屋日記』は藤吉郎が米会所の設立を企てていたという説を書き留めている。大坂の堂島米会所同様の先物取引も行う米取引所の設立構想を抱いていたのではないだろうか。そのような藤吉郎に対する「大山師」という風評も『藤岡屋日記』は記している（本巻六二六頁）。投機的取引で巨額の金が動く米会所

の設立をはじめとして、「米油諸色潤沢方取調之御用」を通じ江戸の経済を操るうというのが「大山師」鈴木藤吉郎の狙いであつたとするなら、天保改革以来、株仲間再興の実施にも携わり、江戸の経済統制において中心的な役割を果たしてきた名主諸掛、およびその頂点にいる熊井理左衛門たち三名主と鈴木藤吉郎との間で何らかの軋轢が生じた可能性は想定しうる。

こうして三名主が肅清され名主諸掛が撤廃された後、それについて記した史料は、『東京市史稿』産業篇第六十に収録の予定である。

〔参考文献〕

森鷗外「鈴木藤吉郎」（『森鷗外全集』六、筑摩書房一九九六）

小林信也『江戸の都市プランナー』第六章（柏書房二

今様大江戸瓦版

嘉永七年七月より

安政六年六月まで

『嘉永七年・安政元年』一八五四

新開発の春米車を試運転

十月十四日 江戸時代には、生活用品から大型器械まで、さまざまな工夫を凝らしたものが発明された。その一つが、「枢機車」と名付けた春米車。開発したのは江戸本石町三丁目（中央区）居住の入歯渡世・金三郎で、安政元年八月、町奉行所より試運転が許可された。

この金三郎は、自らの申し立てによると、幼年の頃より彫密の細工を行い、渡来の時計など精巧な機械仕掛けも見聞し、やがて諸国を廻って水車を製作・修理

するようになったという。

そのような生活をおくるなかで、人力で車輪を廻し、

歯車を介して同時に複数の杵を稼働させる仕掛け装置を開発した。これで春米・挽米を行えば、一人が一つの杵を踏み込む従来品と比較して、少人数で大量の製品を生産することができる。また、水車を利用するものと違い、春臼や挽臼への当たりも和かになり、米麦等の春挽減りも少なく実用的であるとのこと。

江戸市中では、米問屋より玄米を仕入れ、精米して販売する「春米屋」という小売商がおり、株仲間も結成して独占的に販売を行っていた。また、周辺地域では、小麦を挽いて製粉し、江戸のうどん屋などに販売する者たちも多く存在している。

そのため、運転にあたっては、大量の春米が可能ということもあり、市中の春米渡世の者へも差し支えがないよう示談をし、諸色掛名主らも軽便で実用に立つものとの意見をもらっている。

小型の模型を作つて試したところ、實際には車輪の直径は三間（約五・四メートル）、それに連動する小型の車輪を多く付け、三斗張の春臼を四〇余、挽臼を

一〇余設置するものになるとのこと。これを稼働させるのに必要な人員は、車輪を廻す人に三名、春臼・挽臼や穀物等の管理に二名、全体の統括に一名の合計六名のみと試算している。

そして、効率性・実用性が認められれば、国恩に報いるため、広く世間に弘めたいと意気込みを語る。

↓産業篇 59～37～50頁。

本石町に越後縮荷物着荷改所出来る
十一月十九日 この度、本石町三丁目（中央区）に越後・信濃産縮販売のための縮荷物着荷改所の設置が決まつた。

越後・信濃縮問屋組合は、嘉永四年（一八五二）三月に仲間三十四人で再興したが、問屋仲間らは、近年、縮値段の高騰が続いていたことに頭を抱えていた。その原因は、たくさんの縮出稼人が江戸へ出て小規模な呉服屋になつたり、直接、売り歩いたりして勝手に値段を付けていたからだ。

同年六月、問屋仲間らは素人売買の取締を町奉行所へ願い出たことにより、江戸府内での越後・信濃産縮の販売は必ず問屋が行うこととなつて、一方で、これまで曖昧であった越後・信濃産縮の販売法について、この度、きちんとした取り決めがなされた。

まず、新たに縮荷物着荷改所を設置し、国産縮商品は全て江戸呉服問屋へ送ること。次に、縮出稼人は呉服問屋から品物を仕入れること。そして、出稼人が直接縮を仕入れないよう一組一～三人ずつ年番をたて組ごとに年番が取り締まること。この取り決めの有効性が継続するか注視したい。↓産業篇 59～60～87頁。

列島激震！？津波も発生！江戸市中は被害わざか
十一月十九日 今月四日、五日と続けて大きな地震が列島を襲つた。四日は東海道から大坂にかけて、五日には中国・四国地方が大きく揺れた。外洋に面した地では津波も発生して被害が拡大、死者四千人近く、約七万戸の家屋が倒壊・焼失・流失したという。

江戸では四日、上方よりは小さかったものの、芝から麹町、市ヶ谷、小石川など御城を囲むように強く揺れ、盛岡藩南部家の屋敷の長屋が倒壊、水戸・福山・高松藩邸などでも損壊があったようだ。また、津波らしき兆候はなかつたが、大川河口周辺の武家屋敷前が冠水、浅草待乳山聖天の北側・山谷堀では平常より水位が一m前後高くなっていたという。そのため繫留していた船に軽微な被害が出た。

広範囲に及んだ地震・津浪の被害により、上方から江戸への輸送に影響が出てきている。町奉行所では警戒して、商品の値上げ・買い占め等を禁止する町触を発令した。→産業篇59-87-88頁。変災篇1-221頁。

《安政二年＝一八五五》

寺院の梵鐘を海防に利用？

三月二十八日 町奉行所は、海岸防禦に伴う武備充実のため、諸国寺院の梵鐘を差し出させ、大炮・小銃に鑄換える事を市中へ申し渡した。併せて銅鉄類を使用

した新規仏像鑄造の禁止、仏器についても可能な物は木製または陶器で代用し、銅鉄類と同様に必需品である錫鉛硝石なども必要がなければ使用しないよう求めしており、これらの品を取り扱う渡世の者は勿論、市中の人々にも不安が広がっている。

関係者によれば、梵鐘鑄換えは京都から仰せ渡された天皇のお考えであり、ありがたく押し戴き、より一層海防に励むよう奉行所へ通達があつたという。

寺院へは寺社奉行より申し渡しが行われ、本寺や古来の名器、時の鐘に用いている梵鐘は対象外とするが、古来の名器についての明確な判断基準は示されておらず、曖昧な部分も多い。末寺の中にも歴史ある寺院は多く、取調べだけでも時間要することになりそうだ。

→産業篇59-145-146頁。

元禄以来の大地震、死者及び倒壊焼失家屋多数！

十月二日 一二日夜十時頃、江戸を大地震が襲った。一五〇年前の元禄地震以来の大地震だという。各所で

家屋が倒壊、火災も発生し、多数の死者が出ている。

公式な届出によるところ、町方での死亡者数は三八九五人、家屋土蔵の倒壊がおよそ二万軒、焼失範囲十四町四方、本所・深川・浅草・下谷での被害が大きいといふ。特に新吉原は全壊全焼、死者六三一人との報告だが、二七〇〇人と巷では噂されている。

武家屋敷の倒壊も多く、旧平川埋立地といわれる辺りの被害が大きいらしい。万石以上の百三十一家の届出死亡者数は二〇六六人、うち会津藩が最多で一三九人。しかし周辺の様子を見てきた人によると、長屋の倒壊が激しい所が多く、死亡者数を過小に報告している可能性もあるという。なお、会津藩は品川の砲台に詰めていた藩士數十名が生き埋めになり、生きながら焼かれるよりはと切腹して果てたという話も伝わっている。

遺体は順次寺院に運ばれているが、多過ぎて桶が足りず、酒樽や油樽、天水桶などを使ったり、布団や菰で巻いただけのものもあるという。あまりの数に対処



武士による握り飯の配布（『安政見聞録』）

しきれず、穴を掘つて「遺体を沢庵のように詰めているよう」な所もあるが、埋葬出来ずに積み重なつてゐる所もあり、目を背けたくなる状況のようだ。

これだけの被害だが、幕府の対応は早かった。翌三

日には町会所による握飯の支給を開始し、四日には幸橋門外ほか二ヶ所に御救小屋を設置、五日にさらに二ヶ所を設置し、計五ヶ所となつた。近いうちに御救米の支給も開始される。また武家や町方からの支援も広がり、仙台藩主伊達慶邦家からは米一万俵が、町方からは総額一万両を超える義捐金が上納されているといふ。日用品や食料品も徐々に集まりつつあり、変わったものでは髪結による髪結支援もあるらしい。

この大地震を予見して助かった者もいるようだ。あらは鰻釣りを行つたところ、鰻が騒いで一向に鰻が釣れない。鰻が騒ぐ時は地震が起ると悟り、帰宅して家財道具など全て庭に出して難を逃れたと言う。またある徳の高い僧侶は「今宵変事がある」と言い、庭に筵を敷いて休んでいたところ地震が起つたという。

ほかにも、二日の昼頃深川辺りで井戸を掘っていたら地の底が鳴っていたとか、数日前浅草御蔵前の茶見世で竹を地面に立てたら水が湧き出した、井戸の水が増えていたなど前兆らしきものもあったという。

○追加報告—救恤総計は以下の通りである。十月三日～十月十九日握飯二〇万二四〇〇人分、十月四日～十二月三十日御救小屋入三二六五人、十一月十五日～十二月二十四日御救米三八万二二〇〇人分。↓産業篇59～219～247頁。変災篇1～231頁。救済篇4～456頁。市街篇44～227頁。

蝦夷地在住開発志願者募集

十月十六日 このたび幕府は、再直轄すべく上知した蝦夷地を開発する志願者を募集する。

対象は五百石以下の旗本・御家人とその男子や厄介の者、御三卿中で唯一明屋形となつてゐる清水家の諸士、浪人、さらに百姓や町人だ。また、大名・旗本などの家来でも主人が見込む者は申し出るよう呼びかけ

た。

開発内容は荒地開発や野馬牛の牧養、食料・薬用生類の栽培、金銀銅銑鉛山の試掘、木材や薪・柴の伐採、草木類の植栽、石炭の採掘、器具製作、採薬、鯨漁、湊周辺の休泊所や茶店取り建てなど多岐に渡る。各自に応じた手当も出る上、国益になるほど出精の者へは、

武士は身分取立て、農工商は地所家宅などを渡し、その上で褒賞や手当も行う予定であるという。

自然環境が厳しい中での開発のため、寒暑に耐えて山野を跋渉する筋骨を鍛え、文武の修練を心懸ける者

を求めている。詳細の問い合わせは箱館奉行へ。↓産業篇59—248～249頁。

《安政三年＝一八五六》

蕃書調所建設

二月二十七日 幕府の洋学所「蕃書調所」の設置計画が進められている。蕃書いわゆる洋書の翻訳や検閲、翻訳書の印刷および出版、洋学教育を行う機関だ。

先年の異国船来航や開港を機に諸外国との接触が増えたため、これに対応できる語学力を身につける必要性が出てきた。これまで洋書翻訳や洋学研究などの事業は、天文方付属の蘭學者によって行われていたが、新たな試みとして洋学教育を導入。人材育成が最大の目的となるようだ。

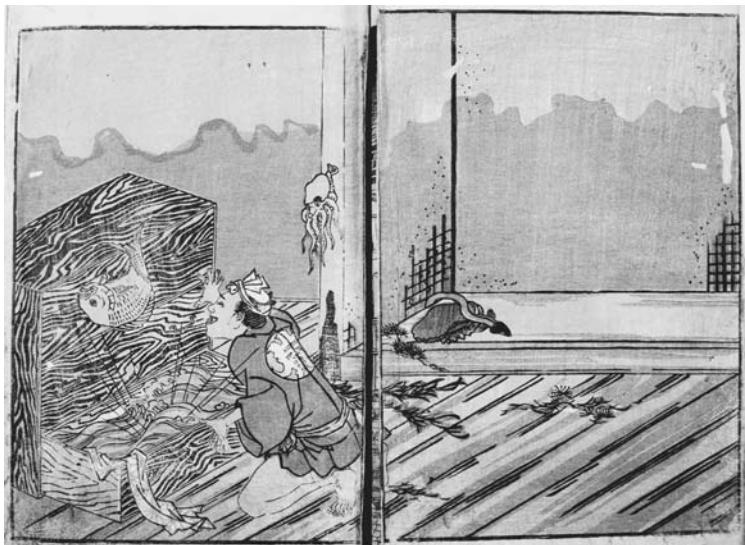
元飯田町九段坂下の竹本図書頭屋敷跡を構舎として、来年正月開校予定。頭取に古賀謹一郎が就任、教授陣には筒井肥前守、川路左衛門尉、箕作玩甫ら計十五名が決定している。

当面は旗本・御家人とその子息や厄介の者が対象となるが、今後陪臣の受け入れも検討される見通しだ。

↓市街篇44—518頁。

大風雨後の物価高騰を禁ず

八月二十六日 町奉行所は、前日の大風雨の被害により、諸色値段や諸職人手間賃の引き上げがないよう申し渡した。



床上浸水、引き出しから鯛が（『安政風聞集』中）

二十五日深夜の大風雨は、死者負傷者多数を出す惨事となつた。家屋の倒壊、橋の損壊被害も相次いで報告されている。前年十月の地震で被害の少なかつたところでも、今回は大きな被害が発生している模様だ。

芝片門前では、倒潰した家屋から出火し、風雨の中、五丁程延焼、出火は他所でも起きた。西本願寺の本堂は、一瞬にして潰れ微塵となつた。

本所・深川の出水被害も深刻だ。往来は川のようになり、民家が押し流された。中川辺りでは、高波により田畠が一面沼のようになつてゐるという。木場の材木は、打ち倒され多くが高潮で流出した。

船舶の被害も甚大だ。永代橋や大川橋には船が突き当たり船・橋の双方に被害が出てゐる。また利根川では、松戸から関宿までの間で荷積船二百七十余艘が難破したという。芝、高輪、品川、深川、洲崎等の海岸は、波浪により船が転覆し、岸に打ち上げられたものも少なくない模様。

人的被害・家屋被害の実態はいまだ把握できていな

い。

昨年の地震の際にも、諸人が難儀をしている時に物価高騰しないよう、幕府は厳しく触れ置いたが、実際には物価が引き下げられる事はなかつた。今回の風水でも、私利私欲で物価を高騰させないよう厳しく取り締まるとのこと。二十八日には、早速板材木等の数品について、前年の地震以降の価格調査が名主たちへ通知される予定だ。幕府による物価統制が順調に進み、被災者の復旧支援に結びつくことを見守っていく必要がある。→産業篇59-494-534頁。変災篇2-943-976頁。救済篇4-526-528頁。市街篇44-700-746頁。港湾篇3-1頁。

《安政四年II一八五七》

箱館会所を設置、蝦夷地産物を一手に引き受け

七月十八日 今日箱館会所の設置が公表された。交通至便な新大橋際が建設地に選ばれた。幕府は箱館に産物会所を置く一方で、江戸・大坂にも会所を設置して

蝦夷地産物の検査・取締りに当たり、トータルな流通統制の実現をめざしている。

寛政十一年（一七九九）、幕府が東蝦夷地を直轄した際にも江戸に会所が設けられたが、文化九年（一八一二）、松前藩の統制のもとで蝦夷地の経営を一定の場所ごとに商人の請負とする制度が取られた後は廃止されていた。安政二年（一八五五）に蝦夷地が幕府直轄に戻されたのを契機に、再び設置が検討されていた。今後、蝦夷地の産物はすべてこの会所に納められ、会所からの通知を受けて商人が入札を行い、落札者が販売することとなる。その際、売買価格の二%の上納が義務づけられる模様だ。→産業篇59-709-710頁。市街篇45-132、441頁。

アメリカ使節初の参府、往還は厳重な取締へ

十月八日 町奉行所は、駐日総領事ハリスらアメリカ使節一行の江戸参府に伴い、道筋での商売の規制や見物人の行儀作法について通達した。

これによると、書物類・絵図類・武器類を店頭に置かないこと、建物の破損箇所は覆い隠すこと、外国人を指差して高笑いしないこと、湯屋帰りに裸で出歩かないことなどが挙げられている。

伊豆下田の玉泉寺に総領事館を構えていたハリスは、江戸での外交交渉を再三要求。ついにその許可を得ての出府となり、政事・外交上とても重要な局面を迎えていた。

一方、町奉行所当局者と市中取締の任務に当たる町名主らは、一行の安全確保と同時に、外国人の目に触れさせてはならない風俗や、江戸っ子の騒々しい挙動の取締方に頭を悩ませているという。

この緊張感が町人たちに伝わることを願うばかりである。→産業篇59-72-73頁。

《安政五年》一八五八》

苗字御免の三名主に处罚申渡

四月九日 収賄の容疑で今年二月末に小伝馬町の牢獄

へ収監された熊井理左衛門・石塚三九郎・鈴木市郎右衛門の三名主に判決が下った。ただし石塚・鈴木の二人は取調中に病死しており、存命ならば江戸扱としていた旨が言い渡された。熊井に対しては事件の中心にいたとの判断が示され、より厳しい重追放の刑が下された。町方行政の要だった三名主がいなくなった今、行政体制の立て直しが急務といえるだろう。→産業篇59-823頁。

町中コレラ蔓延につき予防せよ！

八月 幕府は、「虎狼痢」つまりコレラの江戸市中大流行を受け、予防法を幾つか頒布した。コレラは、感染すると突然の吐き気と下痢が生じ、さらに激しい腹痛が起きる。治療しないまま放つておくと三日以内に死に至る恐ろしい病気だ。このことから、「三日コロリ」とも呼ばれている。

我が国におけるコレラは、文政五年（一八二二）にも流行している。この時は、インドで発生したもののが

世界中に広がり、我が国にも伝わった。一旦、朝鮮半島を経て対馬へ上陸、さらに下関へも上陸し、あつという間に広島、大坂へと伝わった。しかし、この時は江戸までは達しなかった。

今回は、今年五月、上海から長崎港に入港したアメリカ船ミシシッピー号の船員がコレラに感染していたことが原因で広がった。長崎から京都、駿河へと感染が拡大し、とうとう江戸にまで達した。

コレラ予防と治療法の一つを紹介しておこう。

まず、予防のためには、身を冷やさないよう腹に木綿を巻き、大酒大食を慎み、消化によくないものは控えること。もし症状が出た場合は、早く寝床に入り飲食を控え、「芳香散」という薬を服用すること。身体があまりにも冷える時は、焼酎一升二合に「龍腦」を入れ温めたものに木綿の布を浸し、お腹と手足にすり込み、同量の辛子と醤油を熱い酢で堅く練った芥子泥を木綿切にのばしたもので心臓・下腹・手足に半時ごとに貼り替えると良い。

コレラ患者が増えるに従って、江戸の町では様々な流言が飛び交い、祈祷と称し、夜通し手遊びの神輿や獅子舞が練り歩いている。また、門戸には諸神の守札を貼ったり、八ツ指の木の葉を吊して邪氣払いしている家もある。

コレラ感染による八月一ヶ月の死者は二万二千四九二人にものぼった。御藏前通には葬送の列が続き、火葬場には順番を待つ棺が積まれているという。もはや棺桶の数も足らず、安政二年（一八五五）の大地震の時と同様、酒樽で代用している有様だ。

いずれにしても、江戸の町には異様な光景が広がっている。→変災篇3-1101-1040頁。救済篇4-561頁。市街篇45-504-517頁。

《安政六年》一八五九

“トルラル”の国内通用、新金銀貨の発行

四月二十四日 この“トルラル”とは、新たに交易を始めたアメリカやイギリスなどの通貨“ドル(dollar)”

のことである。諸外国との交易を始めるにあたり、大きな問題となつたのが、日本と諸外国との金銀交換比率の違いであった。日本の方が金銀の比率が低いため、結果的に日本の金貨が大量に海外へ流出した。そもそもこれは、アメリカ総領事ハリスとの協議の際、外国に有利な一ドル＝三分の交換比率を承諾せざるを得なくなつたことによる。

例えば、四ドルを日本の一分銀に交換すると銀十二分（一ドル＝三分）になる。それを小判に交換すると金三両になり、地金として売却すると十二ドルとなる。つまり、両替をするだけで、元手の三倍になつて戻つてくる仕組みである。これに目をつけた外国人らは、莫大な利益を手にしたという。

当初よりこの問題を把握していた幕府は、邦貨の国外流出を防ぐため、外貨そのものの国内通用と、新たな二朱銀・一分判の発行による貿易取引に限定した金銀交換比率（一ドル＝一分）の設定という一つの対策を実施することにしたのである。そして、安政六年五

月二十四日、前者は「外国金銀通用方」、後者は「二朱銀吹立小判一分判吹直」「新金銀通用両替心得方」として触書が申し渡され、六月一日より実施される運びとなつた。また、六月十五日には「外国金銀兌換割合」に関する触書が出され、国の差別なく、一ドル＝新一分判一つ（新二朱銀二つ）という交換比率を徹底するよう指示している。

当然のごとく諸外国から反発を受け、六月二十三日、もとの一ドル＝三分の交換比率に戻すことを申し渡すことになつてしまつた。

ただ、これまで「金の大量国外流出」といわれてきたが、流出した額には諸説あり、流出規模は限定的であつたり、国内経済への影響も一時的なものであつたという見方もされている。→産業篇59-93頁。